

昭和三十四年運輸省令第四十六号

港湾運送事業法施行規則

号の規定に基き、並びに同法及び港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の規定を実施するため、港湾運送事業法施行規則を次のように定める。

第一次

第一章 通則（第一条—第三条の二）
第二章 港湾運送事業等（第四条—第二十八条）
第三章 雜則（第二十九条—第三十一条）

附則

第一章 通則

（通則）

第一条 港湾運送事業法施行令（昭和二十六年政令第二百五十五号。以下「令」という。）第五条第一項各号に掲げる職権を行ふ地方運輸局長（運輸監理部長を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

一 令第五条第一項第一号に掲げる職権（港湾運送事業法（昭和二十六年法律第百六十一号。以下「法」という。）第十八条第二項に規定する職権に限る。）にあつては、合併又は分割により港湾運送事業を承継する法人が新たに経営することとなる港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長

二 令第五条第一項第二号に掲げる職権にあつては、事業計画の変更、事業計画に従い業務を行なうべきことの命令又は事業改善命令に係る事業所の所在地を管轄する地方運輸局長

三 前二号に掲げる職権以外のものにあつては、港湾運送事業（港湾運送関連事業又は法第三十三条の二第二項の運送に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長）にあつては当該港湾運送事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長を、検数事業、鑑定事業又は検量事業（以下「一般港湾運送事業等」といふ。）にあつては当該港湾運送事業の許可の申請者又は当該港湾運送事業を営む者の主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長を、法第三十三条の二第二項の運送にあつては当該運送

に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長を経由してしなければならない。ただし、これらは港湾又は主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長を経由してすることができる。

一段の定めのあるものを除き、一般港湾運送事業等、港湾運送関連事業又は法第三十三条の二第二項の運送にあつては当該事業又は運送に係る地方運輸局長による申請等は、この省令に別段の定めのあるものと同一の申請等には、次に該申請等に係る書類のうち、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するもの及び運輸支局長又は海事事務所長を経由して地方運輸局長に提出するものは副本一通を、運輸支局長又は海事事務所長を経由して国土交通大臣に提出するものには副本二通を添えなければならない。ただし、第三十条第一項に規定する港湾運送事業者の氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があつた場合には、当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。この場合において、当該事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長に当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。

（港湾運送から除く貨物の運送）

二 第二条 法第一条第一項第三号の国土交通省令で定める運送は、次のとおりとする。

一 船用品（燃料炭を除く。）の当該船用品を使用する船舶への運送又はその船舶からの運送

二 尿尿、塵芥、厨芥、荷粉又は泥土の運送

三 タンク船又は運搬漁船（もつばら漁場から漁獲物又はその製品を運搬する船舶をいう。）による運送

法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）第九号様式備考1括弧書の船舶にあつては五百十トン）とする。

第二章 港湾運送事業等

（事業の許可の申請）

第四条 一般港湾運送事業の事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業所の数並びに名称及び位置

二 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関する事項

三 事業に使用される労働者（日々雇い入れられる者、二月以内の期間を定めて使用される者及び試みに使用される者を除く。第七項を除き、以下同じ。）及び事業の用に供する施設（船舶及びはしけ以外の施設にあつては、一年未満の期間を定めて借り受けるものを除く。以下この号において同じ。）に関する事項

四 申請等に関する書類のうち、地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するもの及び運輸支局長又は海事事務所長を経由して地方運輸局長に提出するものには副本一通を、運輸支局長又は海事事務所長を経由して国土交通大臣に提出するものには副本二通を添えなければならない。ただし、第三十条第一項に規定する港湾運送事業者の氏名若しくは名称、住所又は役員若しくは社員に変更があつた場合には、当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。この場合において、当該事業所の所在地を管轄する運輸支局長又は海事事務所長に当該申請等に係る書類の副本一通を提出しなければならない。

（港湾運送から除く貨物の運送）

二 第二条 法第一条第一項第三号に掲げる行為に関する事項

ハ 法第二条第一項第三号に掲げる行為に関する事項

二 法第二条第一項第三号に掲げる行為に関する事項

ハ 法第二条第一項第三号に掲げる行為に関する事項

ホ 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

二 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

ホ 及び施設により処理し得る貨物の年間の取扱数量

二 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

ホ 及び施設により処理し得る貨物の年間の取扱数量

二 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

ホ 及び施設により処理し得る貨物の年間の取扱数量

二 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

ホ 及び施設により処理し得る貨物の年間の取扱数量

二 法第二条第一項第五号に掲げる行為に関する事項

七 固定式又は軌道走行式の荷役機械、荷さばき場、水面貯木場及び労働者詰所の位置を示す図面	八 第一項第二号へに規定する情報処理システムを使用する申請者と当該情報処理システムの所有者が異なる場合にあつては、当該申請者と当該所有者との間で締結された一般港湾運送事業の適正かつ確実な実施の確保に必要な措置を講ずるための当該情報処理システムの運用及び管理に関する契約書の写し
九 檢査事業等にあつては、事業に使用される労働者である検査人等に関する次に掲げる事項を記載した事業所ごとの名簿	十 檢査事業等に関し必要な実務経験を有すること、知識及び能力に関する研修を修了していることその他の当該検査人等が公正かつ適正に業務を実施することができるとする理由
イ 氏名 ロ 生年月日	ハ 檢査事業等にあつては、次に掲げる書類既存の法人にあつては、次に掲げる書類イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書ロ 役員又は社員の名簿ハ 最近の事業年度の貸借対照表及び損益計算書
十一 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類イ 定款(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三十条第一項又はその準用規定により認証を必要とする場合は、認証のある定款)又は寄附行為の謄本	十一 法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類イ 定款又は寄附行為及び見込みを記載した書類十二 個人にあつては、次に掲げる書類(施設及び労働者に関する許可基準)
第十六条 削除 (運賃及び料金)	第十五条 法第六条第一項第一号の国土交通省令で定める施設及び労働者は、別表第二のとおりとする。
第七条 法第九条第一項の運賃及び料金に定める事項は、次のとおりとする。	

一 運賃及び料金の額	二 運賃及び料金の適用方
三 港湾の名称	四 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の額並びにその適用方(変更の届出の場合は、新旧の港湾運送約款(変更の認可の申請の場合は、新旧の港湾運送約款(変更に係る部分に限る。))を明示しなければならない。)
五 港湾の名称(検査事業等に係る場合を除く。)	六 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金の額並びにその適用方の予定実施期日
七 港湾の名称(検査事業等に係る場合を除く。)	八 港湾の名称(検査事業等に係る場合を除く。)
九 港湾の名称(検査事業等に係る場合を除く。)	十 港湾の名称(検査事業等に係る場合を除く。)

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 港湾の名称
三 港湾の名称	四 港湾の名称
五 港湾の名称	六 港湾の名称
七 港湾の名称	八 港湾の名称
九 港湾の名称	十 港湾の名称

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	二 港湾の名称
三 港湾の名称	四 港湾の名称
五 港湾の名称	六 港湾の名称
七 港湾の名称	八 港湾の名称
九 港湾の名称	十 港湾の名称

二 事業の種類	掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名	一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。）	三 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。）
四 変更の内容（新旧の事業計画（変更に係る事業計画の変更の届出）及び予定変更期日（変更を必要とする理由）を明示すること。）及び予定変更（事業の変更は、次のとおりとする。）	四 変更の内容（新旧の事業計画（変更に係る事業計画の変更の届出）及び予定変更期日（変更を必要とする理由）を明示すること。）及び予定変更（事業の変更は、次のとおりとする。）
五 事業所の数の変更並びに名称及び位置の変更	五 事業所の数の変更並びに名称及び位置の変更
二 労働者の数の変更（一般港湾運送事業等に係る場合に限り、その変更後の数が、許可を受けていた際の事業計画に記載された数（当該数について変更の認可を受けた場合にあつては、認可を受けて変更された数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）	二 労働者の数の変更（一般港湾運送事業等に係る場合に限り、その変更後の数が、許可を受けていた際の事業計画に記載された数（当該数について変更の認可を受けた場合にあつては、認可を受けて変更された数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）
三 事業に使用される労働者である検数人等の事業所ごとの数の変更	三 事業に使用される労働者である検数人等の事業所ごとの数の変更
四 荷役機械の種類ごとの台数の変更（その変更後の台数が、許可を受けた際の事業計画に記載された台数（当該台数について変更の認可を受けた場合には、認可を受けて変更された台数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）及び一台ごとの能力の変更	四 荷役機械の種類ごとの台数の変更（その変更後の台数が、許可を受けた際の事業計画に記載された台数（当該台数について変更の認可を受けた場合には、認可を受けて変更された台数のうち最近のもの）よりも二十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）及び一台ごとの能力の変更
五 船舶又ははしけの船名及び積トン数の変更	五 船舶又ははしけの船名及び積トン数の変更
六 引船の船名及び馬力数の変更	六 引船の船名及び馬力数の変更
七 上屋、上屋以外の荷さばき場又は水面貯木場に関する事項の変更	七 上屋、上屋以外の荷さばき場又は水面貯木場に関する事項の変更
八 土交通大臣が認める事項のうち、同号へ規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更	八 土交通大臣が認める事項のうち、同号へ規定する情報処理システムの管理を担当する者の変更その他の一般港湾運送事業の実施に実質的な影響を及ぼさないと国土交通大臣が認める事項の変更
九 事業計画の変更の届出について準用する。（事業の譲渡譲受けの認可の申請）	九 事業計画の変更の届出について準用する。（事業の譲渡譲受けの認可の申請）
第十一条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡及び譲受けの認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	第十一条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡及び譲受けの認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。

二 合併又は分割の方法及び条件	出しなければならない。
三 合併契約書又は分割契約書（新設分割の場合にあっては、分割計画書）の写し	一 譲渡人及び譲受け人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
四 合併又は分割の予定期日	二 譲渡譲受けをしようとする港湾運送事業の並びに法人にあつては、その代表者の氏名
五 合併比率説明書又は分割比率説明書	三 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。）
第六条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡及び譲受けの認可を申請しようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。	四 変更の内容（新旧の事業計画（変更に係る事業計画の変更の届出）及び予定変更期日（変更を必要とする理由）を明示すること。）及び予定変更（事業の変更は、次のとおりとする。）
第七条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡譲受けをしようとする港湾運送事業の並びに法人にあつては、その代表者の氏名	五 事業所の数の変更並びに名称及び位置の変更
第八条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡譲受けをしようとする港湾運送事業の並びに法人にあつては、その代表者の氏名	六 事業の種類
第九条 法第十八条第一項の規定により港湾運送事業の譲渡譲受けをしようとする港湾運送事業の並びに法人にあつては、その代表者の氏名	七 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。）

第十条 法第十八条第一項の規定により合併又は分割の認可を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（法人の合併又は分割の認可の申請）	出しなければならない。
第十五条 法第十八条第二項の規定により合併又は分割の認可を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない者である旨の宣誓書	一 譲渡人及び譲受け人の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十六条 削除（相続人による事業継続の認可の申請）	二 譲渡譲受けをしようとする港湾運送事業の並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第十七条 法第十八条第四項の規定により被相続人の相続人による事業継続の認可の申請	三 港湾の名称（検数事業等に係る場合を除く。）
第十八条 法第十八条第一項の規定により合併又は分割の認可を申請しようとする法人は、次に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。（損失の補償の請求）	四 事業の休廃止の届出

第十九条 及び第二十条 削除（事業の休廃止の届出）	四 号に掲げる書類
第二十一条 法第二十条の規定により港湾運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。	一 譲渡人及び譲受け人の氏名及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
第二十二条 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	二 休止し、又は廃止しようとする事業の種類及び数量
第二十三条 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	三 休止し、又は廃止しようとする港湾運送事業の休止又は廃止の届出をしようとする者には、その代表者の氏名
第二十四条 第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	四 休止又は廃止の期間
第二十五条 第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	五 休止の届出の場合は、休止の期間
第二十六条 削除（相続開始の期日）	六 当該命令による取扱又は運送をした貨物の種類及び数量
第二十七条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	七 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）
第二十八条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	八 証拠を提出することができる。
第二十九条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	九 第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）
第三十条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	一 証拠を提出することができる。
第三十一条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	二 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）
第三十二条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	三 地方運輸局長は、第一項の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）
第三十三条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	四 第二項の意見の聴取は、地方運輸局長又はその指名する職員がこれを主宰する。
第三十四条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	五 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第三十五条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	六 第二項の意見の聴取は、地方運輸局長又はその指名する職員がこれを主宰する。
第三十六条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	七 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第三十七条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	八 第二項の意見の聴取は、地方運輸局長又はその指名する職員がこれを主宰する。
第三十八条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	九 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第三十九条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	一 聽聞を行わなければならない。
第四十条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	二 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第四十一条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	三 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第四十二条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	四 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第四十三条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	五 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第四十四条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	六 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第四十五条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	七 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第四十六条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	八 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第四十七条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	九 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第四十八条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	一 聽聞を行わなければならない。
第四十九条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	二 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第五十条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	三 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第五十一条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	四 地方運輸局長は、その権限に属する港湾運送事業の停止の命令をしようとするとき
第五十二条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	五 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第五十三条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	六 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第五十四条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	七 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第五十五条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	八 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。
第五十六条 法第二十二条の規定により意見の聴取に際しては、利害関係人（意見の聴取）	九 第二項の意見の聴取は、非公開とする。ただし、第一項の意見の聴取は、公表しなければならない。

近畿海運局長	関東海運局長	北海運局長	東北運輸局長	新潟運輸局長
近畿海運局長	東海運局長	東北運輸局長	東北運輸局長	新潟運輸局長
近畿運輸局長	中部運輸局長	中部運輸局長	中部運輸局長	中部運輸局長
近畿運輸局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長	近畿運輸局長

中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対ししてした申請等とみなす。	第三条 この省令の施行前に海運局支局長が法律又はこれに基づく命令の規定によりした処分等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長がした処分等とみなし、この省令の施行前に海運局支局長に対してした申請等は、相当の地方運輸局又は海運監理部の海運支局長に対ししてした申請等とみなす。
附 則 (昭和五九年一月一二日運輸省令第三五号)抄 (施行期日)	附 則 (昭和五九年一月一二日運輸省令第三五号)抄 (施行期日)
改正法附則第三項の規定により從前の事業の範囲内で引き続き事業を営む旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を當該事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長(海運監理部長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局又は海運監理部の海運支局がある場合は、当該海運支局長を経由してしなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 従前の事業の種類及び業務の範囲を限定された事業につてはその業務の範囲	改正法附則第三項の規定により從前の事業の範囲内で引き続き事業を営む旨の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した届出書を當該事業に係る港湾の所在地を管轄する地方運輸局長(海運監理部長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局又は海運監理部の海運支局がある場合は、当該海運支局長を経由してしなければならない。 一 氏名又は名称及び住所 二 従前の事業の種類及び業務の範囲を限定された事業につてはその業務の範囲
三 港湾	三 港湾
前項の届出書のうち海運支局長を経由して地方運輸局長に提出するものには、副本一通を添えなければならない。	前項の届出書のうち海運支局長を経由して地方運輸局長に提出するものには、副本一通を添えなければならない。

備考	二種港及 び三種港	二種港 事業
この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。		
一 種港		
京浜、名古屋、大阪、神戸及び閔門		
二 種港		
小樽、室蘭、苫小牧、釧路、青森、八戸、宮古、釜石、仙台塙釜、小名浜、秋田船川、酒田、新潟、鹿島、木更津、千葉、横須賀、清水、三河、衣浦、四日市、伏木富山、金沢、敦賀、舞鶴、尼崎、西宮芦屋、姫路、高松、坂出、新居浜、高知、尾道糸崎、広島、徳山下松、博多、三池、水俣、鹿児島及び那覇		
三種港		
稚内、留萌、函館、久慈、大船渡、石巻、兩津、直江津、日立、田子の浦、七尾、宮津、和歌山下津、阪南、東播磨、徳島小松島、今治、松山、郡中、岡山、宇野、水島、笠岡、福山、吳、境、岩国、三田尻中関、宇部、小野田、苅田、大牟田、唐津、伊万里、臼浦、相浦、佐世保、長崎、三角、八代、大分、津久見、佐伯、細島、油津、名瀬、運天、平良及び石垣		

1 (施行期日) この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六〇年六月一五日運輸省令第二二号) 抄

1 この省令は、昭和六十年七月十五日から施行する。ただし、第一条中別表第一に尼崎西宮芦屋の部を加える改正規定及び別表第四大阪の部安治川口水面の項の改正規定、第二条の規定並びに第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月二四日運輸省令第四〇号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和六三年七月一二日運輸省令第二三号) 抄

この省令は、昭和六十三年七月二十日から施行する。

附 則 (平成二年一月二九日運輸省令第三一号) 抄

(施行期日) 1 この省令は、貨物運送取扱事業法及び貨物自動車運送事業法の施行の日(平成二年十二月一日)から施行する。

附 則 (平成三年一〇月二二日運輸省令第三四号) 抄

この省令は、平成三年十一月一日から施行する。

附 則 (平成六年三月三〇日運輸省令第一四号) 抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成六年四月一日から施行する。

附 則 (平成六年九月三〇日運輸省令第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、行政手続法の施行の日(平成六年十月一日)から施行する。

(港湾運送事業法施行規則の一部改正による過措置)

第二条 この省令の施行前に第十七条の規定による改正前の港湾運送事業法施行規則第二十三条第二項の規定により運輸大臣の権限に属する同

治産者及びその保佐人に関するこの省令による改正規定の適用については、第三条の規定による自動車登録番号標交付代行者規則第三条第四号への改正規定を除き、なお従前の例による。

附 則（平成一二年九月二九日運輸省令第三四号）抄

（施行期日）

（この省令は、港湾運送事業法の一部を改正する法律（平成十二年法律第六十七号。以下「改正法」という。）附則第一条の政令で定める日（平成十二年十一月一日）から施行する。

（経過措置）

改正法による改正前の港湾運送事業法又はこの省令による改正前の港湾運送事業法施行規則によりした処分、手続きその他行為で、改正法による改正後の港湾運送事業法（以下「新法」という。）又はこの省令による改正後の港湾運送事業法施行規則（以下「新規則」という。）中相当する規定があるものは、新法又は新規則によりしたものとみなす。

附 則（平成一二年一月二九日運輸省令第三九号）抄

（施行期日）

（この省令は、平成十三年一月六日から施行する。）

附 則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

（この省令は、平成十三年四月一日から施行する。）

附 則（平成一三年八月二一日国土交通省令第一一九号）

（この省令は、平成十三年九月十日から施行する。）

附 則（平成一四年六月二八日国土交通省令第七九号）

（施行期日）

（この省令は、平成十四年七月一日から施行する。）

附 則（平成一五年五月一三日国土交通省令第六五号）

（経過措置）

（この省令は、公布の日から施行する。）

（この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式又は書式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式又は書式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。）

		附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）抄
		この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一八年四月二一日国土交通省令第五七号）	（施行期日）	（施行期日）
	この省令は、港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成十八年五月十五日）から施行する。	（施行期日）
（港湾運送事業会計規則の廃止）	（港湾運送事業会計規則（昭和五十三年運輸省令第九号）は、廃止する。 (経過措置)	（施行期日）
附 則（平成一八年四月二八日国土交通省令第五八号）抄	改正法による改正前の港湾運送事業法又はこの省令による改正前の港湾運送事業法施行規則によりした処分、手続その他の行為で、改正法による改正後の港湾運送事業法（以下「新法」という。）又はこの省令による改正後の港湾運送事業法施行規則（以下「新規則」という。）中相当する規定があるものは、新法又は新規則によりしたものとみなす。	（施行期日）
第一 条 この省令は、会社法の施行の日（平成十八年五月一日）から施行する。 (経過措置)	（施行期日）	（施行期日）
第三条 この省令の施行前にしたこの省令による改正前の省令の規定による処分、手続、その他の行為は、この省令による改正後の省令（以下「新令」という。）の規定の適用については、新令の相当規定によつてしたものとみなす。	（施行期日）	（施行期日）
附 則（平成二十九年六月一五日国土交通省令第三七号）	この省令は、公布の日から施行する。	（施行期日）
附 則（平成三一年四月一六日国土交通省令第三六号）	（施行期日）	（施行期日）
（この省令は、令和三年一月一日から施行する。）	（この省令は、令和三年一月一日から施行する。）	（この省令は、令和三年一月一日から施行する。）
附 則（令和二年一一月一三日国土交通省令第九八号）抄	（施行期日）	（施行期日）
（この省令は、公布の日から施行する。）	（この省令は、公布の日から施行する。）	（この省令は、公布の日から施行する。）
附 則（令和五年四月二一日国土交通省令第四一号）	（施行期日）	（施行期日）
（この省令は、公布の日から施行する。）	（この省令は、公布の日から施行する。）	（この省令は、公布の日から施行する。）
附 則（令和六年二月一六日国土交通省令第一〇号）	（施行期日）	（施行期日）
（この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。）	（施行期日）	（施行期日）
附 則（令和六年二月一六日国土交通省令第一〇号）	（この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。）	（この省令は、令和六年三月三十一日から施行する。）
別表第一（第三条関係）	（この省令の施行現に港湾運送事業法（次項において「法」という。）第四条の許可を受けている一般港湾運送事業者の事業計画の記載事項については、次項の規定による事業計画の変更の認可の申請に係る処分が行われるまでの間は、なお従前の例による。）	（この省令の施行の日から一年以内に、この省令による改正後の港湾運送事業法施行規則第四条第一項第二号への規定により新たに事業計画に記載すべき事項について、法第十七条第一項の規定による事業計画の変更の認可を申請しなければならない。）
附 則（令和六年三月二九日国土交通省令第六号）抄	（この省令は、令和六年四月一日から施行する。）	（この省令は、令和六年四月一日から施行する。）
（新潟港と新潟市（内野上新町以東に限り、千葉港と京浜港、横須賀港及び横浜市（京浜港及び横須賀港の水域の沿岸を除く。）との間）の間）	（新潟港と北斗市との間）	（新潟港と北斗市との間）
（和歌山下津港と大阪港、尼崎西宮芦屋港及び神戸港との間）	（京浜港及び横須賀港（京浜港及び横須賀港の水域の沿岸を除く。）との間）	（京浜港と横須賀港及び横浜市（京浜港及び横須賀港の水域の沿岸を除く。）との間）
（大阪港と尼崎西宮芦屋港、神戸港、東播磨港及び姫路港との間）		

の船 舶か らの受 取りに あわ る 運送 貨物 又は個 品の船 舶へ引 渡し	ハ 貨物 個品	の引渡し の荷主へ の受取 り若しく は荷主へ の船舶か らの受取 りにあわ せられ てこれら は先行し て行為に ある法第 二号及 び第五号 に掲げ て行を一 般運送 港事業								（イ） 種港 浜京
		種 港 （ハ） 三	種 港 （ロ） 二	門 関	戸 神	阪 大	屋 古 名	浜 京		
働 者	得 る 施 設 及 び 労 働 者	六 万 ト ン の 貨 物 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	当該港湾における推定による木材（港湾運送のうち法第二条第一項第一号に掲げるものに係るものに限る。）の年間の取扱数量の二分の一以上の木材を年間に処理し得る施設及び労働者	二十 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	二十 五 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	二十 五 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	二十 五 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	五十 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	五十 万 ト ン の 木 材 を 年 間 に 処 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	

業事役荷湾港二									
イ の範囲に されるい ない港湾 荷役事業									
（イ） 種港一									
（口）二種 港及び三種 港	門 関	戸 神	阪 大	屋 古 名	浜 京				
当該港湾における推定による、貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	二十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	三十五万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者

送運けしは三							
事業の範囲に業務の条件が付され、運送しないはしい		他の港湾荷役事業		ロその他の港湾			
種港（イ）一	港及び三種（ロ）二種		種港（イ）一				
労働者を得る施設及び労働者	十万トンの貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	（2）特定限定	許可を受けようとする場合	事業計画に記載された取扱数量の貨物を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者	輸局長が定める取扱数量の貨物を年間に処理し得る施設及び労働者	（1）次に掲げる場合	当該港湾における推定による場合以外の場合

業事送運だかい四									
港 港 及 び 三 種 (口) 二 種						種 港 一 (イ)			
	門 関	戸 神	阪 大	屋 古 名	浜 京				
者を考慮していける許可を受ける場合の年間の取扱いの数を算出する。この年間の取扱いの数は、(1)次に掲げる場合以外の場合、(2)当該港湾における推定による、木材(港湾法第二条第一項第5号に掲げるものに係るも)の年間の取扱いの数である。	労働者	労働者	労働者	労働者	労働者	理し得る施設及び労働者	理し得る施設及び労働者	木 材 を 年 間 に 处 理 し 得 る 施 設 及 び 労 働 者	三十五万トンの木 材 を 年 間 に 处 理 し 得 る 施 設 及 び 劳 働 者

一 この表において一種港、二種港及び三種港とは、それぞれ次の港湾をいう。

備考
て当該港湾の所在地を管轄する地方運輸局長が定める取扱数量の木材を年間に処理し得る施設及び労働者（2）特定限定許可を受けようとする場合事業計画に記載された取扱数量の木材を当該事業計画に記載された事業の実施期間に処理し得る施設及び労働者